一般社団法人ワールドスケートジャパン

選手の権利保護規程

（本規程の目的）

第１条　本規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という。）に所属する選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という。）の肖像等の取扱いを定め、本連盟のコンプライアンスの徹底を確認することにより、選手の権利利益を保護することを目的とする。

（本規程の精神）

第２条　本連盟は本規程のもと、選手等の肖像等及び肖像権並びにコンプライアンスの遵守を以下の精神に則り取り扱う。

（１）本連盟は、定款第３条に定めるローラースポーツ競技の普及及び振興を図る目的のため、選手等の肖像等を使用するものとする。

（２）本連盟は、選手等から委託を受けた肖像等を適切に管理するとともに、その肖像権を保護する。

（３）本連盟は、本連盟がマーケティング活動をする上で、本連盟が本連盟オフィシャルパートナー、オフィシャルスポンサー、及びオフィシャルサプライヤーに付与している権利を適切に管理する。

（４）本連盟は、本連盟以外の第三者に対して選手等の肖像の使用を許諾し、その対価として肖像使用料を受け取った場合、選手等に還元する場合を除き、本連盟の選手強化費に充てるなど、ローラースポーツ競技の普及及び振興の目的のためにのみ使用する。

（５）本連盟は、コンプライアンスへの取り組みを運営の基本方針の１つとし、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努める。

（用語の定義）

第３条　本規程で用いる次の各用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）「肖像等」とは、個人の容貌・姿態及び個人を特定し得る氏名、呼称、音声、筆跡、記録等をいう。肖像等には、画像、動画、イラスト、サイン、氏名、ニックネーム、役職名、録音音声等が含まれるがそれに限らない。

（２）「肖像権」とは、肖像等をみだりに撮影もしくは記録され、又は、肖像等を公表又は使用されない権利、及び、肖像等のもつ財産的価値を使用する権利をいう。

（３）「選手等」とは、日本国内外で開催されるローラースポーツ競技の国際試合に

際して、本連盟が選出する選手・監督・スタッフ等（男女、フル代表、アンダーエイジカテゴリーを含む。以下「メンバー」という。）をいう。試合や強化を目的とした合宿・遠征・練習試合等に代表候補として招集されたメンバー、肖像等が使用される直前の試合に際し選出・招集されたメンバーも選手等に含まれる。

（４）「所属チーム」とは、選手等が現在所属するチーム、学校、企業又は団体をいう。

（５）「選手等としての肖像等」とは、選手等としての立場で活動している場面における選手等の肖像等をいう。この場合、代表ユニフォームの着用の有無や試合中であるか否かなどは問われないものとし、選手等としての活動であると通常人が認識しうる場面の肖像等を含むものとする。たとえば、私服であっても、選手等としてテレビ番組に出演する場合や雑誌のインタビューを受ける場合の肖像等は選手等としての肖像等に含まれる。

（６）「肖像使用料」とは、使用料、出演料、謝礼、その他の名目の如何を問わず、選手等としての肖像等を第三者に使用させることに対する対価であると合理的に判断できるものをいう。

（７）「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本連盟規則（定款、規程・ルール等全てを含む）、取引に関わる契約・約款及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

（選手等としての肖像の管理・運用）

第４条　選手等は、本規程の精神に同意し、自らの選手等としての肖像等及び肖像権の管理・運用について、専属的に本連盟に委託するものとする。

２　本連盟は選手等から委託を受けた肖像等ないし肖像権について、第三者による権利侵害を受けることのないよう、また、選手等の不利益にならないよう、誠意を持って肖像権の管理・運用に努める。

３　選手等は、本連盟の文書による許諾なく、選手等としての肖像等又は肖像権の管理・運用を本連盟以外の第三者に許諾ないしは委託してはならないものとする。

４　本連盟は本規程に定めるところにより、選手等としての肖像等を自ら使用し又は第三者に対してその使用を有償又は無償で許諾できるものとする。

５　本連盟が選手等としての肖像等を第三者に使用させることの対価として金銭その他の経済的利益を受けた場合、本規程第９条の定めるところに従い、その経済的利益を配分するものとする。

（本連盟による肖像使用）

第５条　本連盟は、本連盟が行う広告、宣伝、広報及びプロモーション活動、並びに本連

盟が製作する有償販売、又は無償提供するグッズに、選手等としての肖像等を無償で使用できるものとし、選手等はこれに積極的に協力するものとする。

（官公庁・公益団体等による肖像使用）

第６条　本連盟は、官公庁（スポーツ庁・警察庁・消防庁を含むがそれに限らない。）並びに、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、その他公益性が高いと本連盟が判断する機関ないし団体等（以下「公益団体等」という。）に対し、当該公益団体等の広報活動に使用させる目的のもと、選手等としての肖像等の使用を有償又は無償で許諾することができる。この場合、本連盟は官公庁又は公益団体等に、事前に使用目的、時期、内容等を記した書面を提出させ、その内容を審査するものとし、不適当と判断される場合には使用を許諾してはならない。

２　前項の規定は、出版社が学校教育で使用する教科書に選手等としての肖像等を使用する場合も同様とする。

（ローラースポーツ競技の発展のための肖像使用）

第７条　本連盟は、ローラースポーツ競技の発展に特に寄与すると判断される場合（ローラースポーツ競技漫画等）、前条に定める以外の者に対して、選手等としての肖像等を使用することを有償又は無償で許諾することができる。この場合、本連盟は、許諾を与える者に対し、事前に使用目的、時期、内容等を記した書面を提出させ、その内容を審査するものとし、ローラースポーツ競技の発展に寄与しないと判断される場合、もしくは不適当と判断される場合には使用を許諾してはならない。

（第三者による肖像使用）

第８条　選手等は、第三者から、選手等としての活動に関連して以下の各号に定める申し入れを受けた場合には、速やかに本連盟に伝え、本連盟の判断と指示に従うものとする。

（１）広告出演

所属チーム以外の第三者の広告、宣伝及び販売等の商業活動への関与、第三者が開催するイベントへの出演

（２）出版物への出演・取材

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、インターネット等の取材（大会結果等のスポーツ報道及び別途本連盟が認める定期刊行物は除く）

（３）グッズへの肖像使用

有償販売又は無償提供されるグッズへの肖像使用

（肖像使用料）

第９条　本規程に定めるところにより本連盟が、第三者に対して選手等としての肖像等を使用させ、肖像使用料を受領した場合には、選手等との間で、本連盟が別途定める割合に応じて肖像使用料を分配等するものとする。但し、本連盟は、選手等、所属チーム等の承諾を得た上で、広報・マーケティング担当、又は執行理事会による決裁のもと、個別のケースごとにこれを変更することができる。

（元選手等としての肖像）

第10条　本連盟は、かつて選手等であって現在選手等としての立場がなくなった者（以下「元選手等」という。）について、同人から委託を受けた選手等としての肖像等につき、本規程第５条に定める権利を行使することができる。

２　本連盟が第三者に元選手等の肖像等を使用させる場合、本人の承諾を得なければならない。この場合の肖像使用料は第三者と当該元選手等が協議して決するものとする。

３　元選手等が、選手等としての肖像等を使用する場合、本連盟及び本連盟のスポンサー並びにその他の利害関係人の利益を害することのないように細心の注意を払わなければならない。

４　元選手等が選手等としての肖像等を使用したことにより、本連盟の利害関係人又はその他の第三者との間に紛争等が生じた場合、元選手等の責任と負担によりこれを解決するものする。また、本連盟に損害が生じた場合、当該元選手等はその賠償の責に任じるものとする。

（選手等以外としての肖像）

第11条　選手等の選手等としての肖像等以外の肖像等は、本規程の適用を受けない。

（コンプライアンス）

第12条　本連盟又は加盟団体の役員及び職員、並びに本連盟又は加盟団体に登録している選手等は、別に定めるコンプライアンス規定に従い、コンプライアンスを最優先の経営方針の１つとして認識し、業務の推進にあたるものとする。

２　本連盟及び加盟団体は、代表選手等の選手選考にあたっては、別に定める各種選考規定を遵守し、公正なる選手選考を行うものとする。

３　本連盟又は加盟団体の役員及び職員は、別に定める利益相反防止規定及び利益相反ポリシーに従い、利益相反行為を未然に防止するように努める。

４　本連盟は、本連盟に勤務する者からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関す

る通報又は相談について、別に定める公益通報者の保護に関する規定に従い、適正な処理の仕組みを定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正を図るように努める。

（その他）

第13条　本規程の定めにない事項については、本連盟、選手等、所属チーム等の当事者間による誠意を持った協議により円満な解決を図る。

２　前項の規定にもかかわらず、当事者間で協議が整わなかった場合には、選手等の不服申立規定に定めるとおり、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ調停規則に従ってなされる調停により解決されるものとする。

附　則

１　この規程は、２０２１年７月１日から施行する。